

蕨市ソフトボール協会細則

第1条 規約第4条の各種ソフトボール大会は次の種別とする。

種別	登録資格
一般(ブロック制)	高校生以上、但し高体連、大学連盟登録者を除く。
実年	50歳以上。女性はその限りではない。

注1) 実年登録年齢は各大会初日時点を以って決定する。

初日以降にその年齢に達してもその大会での追加登録は認められない。

注2) 上記種別の他に育成・技術指導を目的とした中学生大会を年2回実施する。

第2条 規約第4条の県南支部、県協会要請事業についての派遣手当は以下の通りとする。但し市内開催大会を除く。

種別	派遣費
審判・記録	1,000円/日
役員	1,000円/日

第3条 規約第18条の年間登録料・大会参加費は以下の通りとする。

種別	年間登録料	一大会参加費
一般	12,000円	6,000円
実年	6,000円	6,000円

注) 日ソ協登録についてはチーム及び個人に別途登録料が必要。

第4条 当協会登録チームが関東大会、東日本大会、全国大会に出場した場合、以下の通り助成金を支給する。

種別	助成金
県南予選会・県大会	なし
関東大会・東日本大会	30,000円/大会
全国大会	50,000円/大会

注) 上記大会及び県南予選会・県大会が市内大会と日程が重なった場合は市外大会を優先とし、当該チームの所属ブロックは据え置きとする。
市内大会と日程が重なった場合、市内大会参加費を免除(返金)とする。

第5条 市内大会運営費は以下の通りとする。

種別	派遣費
当協会公認審判員	2,000円/日
当協会競技運営部員	2,000円/日

第6条 以下の事務手当を支給する。

役職	派遣費
理事長	1,000円/月額
事務局長	1,000円/月額
審判部長	500円/月額
会計	500円/月額

第7条 慶弔見舞金規定は以下の通りとする。

当協会役員本人が死亡した場合	訃報の連絡・花環・生花又は香典
会員が協会主催試合中に負傷し1週間以上入院した場合	入院見舞金

前各号に規定する他、特に会長が必要と認めた場合。

第8条 表彰規定は以下の通りとする。

本協会の運営又は競技向上に著しく功績のあった者に対して会長が表彰することが出来る。

第9条 上記以外に不都合が生じた場合、常任理事会で検討し理事会において決める。

付 則

1. この細則は平成23年2月27日から施行する。
この細則は平成24年2月25日から一部改正施行する。
この細則は平成26年2月11日から一部改正施行する。
この細則は平成27年2月11日から一部改正施行する。
この細則は平成28年2月14日から一部改正施行する。
この細則は平成29年2月5日から一部改正施行する。